

「おおつ光ルくん」キャラクター使用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「おおつ光ルくん」のキャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 マスコットキャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ大津商工会議所会頭（以下「会頭」という。）にマスコットキャラクター使用申請書（別紙様式第15号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 会頭は、前条の規定により申請された内容が大津市の観光振興に効果があると認められる場合で、次に掲げる要件を満たすものについて、マスコットキャラクターの使用を承認することとする。

- (1) 公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 政治的又は宗教的目的をもってマスコットキャラクターを利用するものでないこと。
- (3) 品位を傷つけるおそれのないこと。

2 会頭は、前項の規定により承認したときは、承認書（別紙様式第16号）を申請者に交付する。

(結果の報告)

第4条 会頭は、マスコットキャラクターの使用の承認を受けた者に対して、当該申請の実施結果について、報告を求めるものとする。

(使用期間)

第5条 マスコットキャラクターの使用期間は、使用承認の日から当該年度末とする。

(承認の取り消し)

第6条 会長は、マスコットキャラクターの使用承認を受けたものが当該承認内容に違反してマスコットキャラクターを使用した場合又は申請内容に虚偽があると認める場合は、当該使用承認を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、マスコットキャラクターを使用する場合の取扱い

に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

【注意事項】

○マスコットキャラクターの著作権は大津商工会議所が有しております。

【申請手続きについて】

(1) マスコットキャラクター等の使用

マスコットキャラクター使用申請書にマスコットキャラクターを使用する行事等がわかる資料を添えて、事務局まで申し込み下さい。